

### 「貯水槽水道施設」の衛生管理

昨年2月に兵庫県のある商業ビルで、複数の飲食店から30人余りのノロウイルス食中毒が発生しました。

行政機関が調査したところ、水道水を貯めるための地下受水槽に、雨水など汚染された地下水が流れ込んだことが原因とみられています。なお、この商業ビルの水道水は、濁度や臭気（腐敗臭）なども水道法の基準を超えていました。

マンションやビル等の建物では、水道局から供給される水道水をいったん受水槽などに貯めたのち、ポンプ等で加圧または屋上などにある高架水槽に汲み上げてから、建物内の蛇口まで給水する施設（貯水槽水道施設）が一般的です。このような施設は、水道メーターまでは水道局が管理し、メーターより建物側はマンションなど施設の所有者が管理することになっています。

このため貯水槽水道施設が適切に管理されていないと、上記のような飲料水の汚染など衛生上の問題を発生する原因となり、健康被害を引き起こすことにもつながります。

日頃から、給水設備の点検を定期的に行い、年1回の貯水槽清掃を行い、登録検査機関による施設検査を受検することで、施設を衛生的な状態に保つことが出来ます。なお、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超える施設（簡易専用水道施設）では、年1回の登録検査機関による施設検査が義務付けられています。また、店舗がビル内にある場合は、年1回の水質検査も必ず行ってください。

当所では簡易専用水道の施設検査と水質検査を実施しております。お水に関してご不明な点がございましたら、ぜひ、当所環境科学部へご相談ください。